

平成 21 年度評議員会への会長諮問及び答申

特定非営利活動法人日本医学図書館協会会長からの
諮問事項についての答申書

平成 22 年 1 月 15 日

特定非営利活動法人日本医学図書館協会評議員会

諮問事項（参考）

特医協 第 09-296 号
平成 21 年 9 月 28 日

特定非営利活動法人日本医学図書館協会
評 議 員 殿

特定非営利活動法人日本医学図書館協会
会長代行 坪内政義
(公印省略)

平成 21 年度第 2 回評議員会の開催について（通知）

平成 21 年度第 2 回評議員会を下記のとおり開催いたしますので、ご多忙とは存じますがご出席方よりしくお願いいたします。

記

日 時：平成 21 年 10 月 29 日（木）14 時 00 分から 17 時 00 分まで
場 所：慶應義塾大学信濃町メディアセンター第 1 会議室（図書館 2 階）
議 題：

1. 理事会及び中央事務局からの報告事項
2. 平成 21 年度諮問事項

1) 会長候補者の選出方法について

「評議員及び評議員会に関する細則」第 2 条第 3 項及び「役員選任に関する細則」第 6 条に基づき、評議員会は平成 22 年度役員選挙において会長候補者を会員に対して推薦する任務を有しています。代々、会長候補者は評議員会と理事会によって毎回ほぼ同様の手順で選出、推薦され、総会で信任を得ていました。しかし、この選出方法は、協会や会員の現状に鑑みて運用上の配慮を施してきたもので、本来の意味で規定を遵守しているとはいえないのが実情です。

来年度の役員改選に向けて、従来のやり方を踏襲するのか、正確に規定に従った方法とするのか、協会としての判断を下す機会ではないかと考え、評議員会のご意見を伺います。

2) 会長職のあり方について

上記と合わせて、会長職のあり方に関する根本的な考え方についても伺います。例えば、今までは館長職にある会員を会長候補者とするのが通例でした。しかし、一方では司書職にある会員や個人会員も候補者とし得る、という意見があり、それは規定上でも問題はありません。

こうした考え方の如何が候補者の選出方法を左右するという面もあります。

3. その他

平成 22 年 1 月 15 日

特定非営利活動法人日本医学図書館協会
会長代行 坪内政義 殿

特定非営利活動法人日本医学図書館協会
評議員会議長 時実象一

答 申 書

平成 21 年 10 月 29 日に諮問を受けた事項について、成案を得たのでここに答申する。

議 長 時実象一（個人）

評議員 中山純一（札幌医科大学）、原 智子（秋田大学）、牛澤典子（東邦大学）、伊藤茂夫（福井大学）、高木 昭（浜松医科大学）、青木裕子（天理よろづ相談所病院）、脇本敏郎（岡山大学）、林田和政（九州大学）、舘田鶴子（慶應義塾大学）、新谷知之（東海大学）

今回の諮問項目について、都合上、まず 2）について議論をおこない、その結果を踏まえて 1）について議論した。

2）会長職のあり方について

本協会においては、これまでは館長職にある会員を会長候補者とするのが通例であった。しかし、一方では司書職にある会員や個人会員も候補者とし得る、という意見があり、それは規定上でも問題はないが、今後どうあるべきかについて意見を求められた。

評議員会としては、本会の会長職は対外的および対内的にみて図書館長等に相当する方が選任されることが望ましく、今後ともその方向で候補を探すことを期待するとの意見であった。ただし候補選定の難しさから、必ずしも現職の館長にこだわらず、また館長相当の方をお願いすること（個人会員として）も検討してはどうかとの意見があった。

1）会長候補者の選出方法について

「評議員及び評議員会に関する細則」第 2 条第 3 項及び「役員選任に関する細則」第 6 条に基づき、評議員会は平成 22 年度役員選挙において会長候補者を会員に対して推薦する任務を有しているが、来年度の役員改選に向けて、従来のやり方を踏襲するのか、正確に規定に従った方法とするのかについて、意見を求められた。

評議員会としては、2）のとおり、本協会の会長職は対外的および対内的にみて図書館長等に相当する方が選任されることが望ましく、そのためには現在行われているように、信任投票に近い形が好ましいとの意見である。したがって評議員会での推薦を行うことが好ましく、その方式が必ずしも規定に反しているとまではいえないと考える。

なお平成 22 年度についてはいずれにしても従来どおり進めることを確認した。

以上